時間外労働 休日労働 に関する協定届

労働保険番号			都道府県 所掌 管轄 基轄						幹番号 枝番号 被一括事業場番号] }					
		法人	番号]
様式第9号	- (第16	条 第	第1項	関係)														_
事業の) 種	類			事	業(カ	名	称				事	業の	所在	地(電話	番号)		
貨物自動車	恒運:	送事業																		
		時間外	労働	をさ			労	衝割		==	· - 2	4年	延長す	るこ	とがて	できる	る時間	j		
		せる必 具体的			業務の	の種類	(清	埼18 章	8歳以 り者)		所定労働 時 間		1 目		を超 (起算		一定	か	期間	
① 下記② 該当した	がで	需要の増大等	季節に対	的な	別添け記載の	協定書 のとお	別記記記	振協 戯の	定書とお	1 边	問		別添協定	書記	記載の	とお	り	令和	1	年
労働者		るため別添協	5 (詳	細は	り		ŋ		- ,-			時間								月
		があるとお		市山東						1										日
② 1年単	単位.	Ē	1 <u>F</u> .		同	上.		同	<u></u> Ł.	1 i		時間	別添協定	書記	量載の	とお	Ŋ	から	o1年 司	-間 - 上
の変形 時間制に	労働	,								1 1	<u>HI</u>	時間			, ,					
り労働る	する									1	1	₩./J [H]								
労働者										1 .		時間								
休日労働をさ 的事由	どせる	6必要∅)ある	具体	業務の	の種類	(清	が働き 第18 上のき	歳以	所	定位	ҟ目	労働させ並びに対					Ħ	期	間
需要の季節的 ため(詳細は						協定書 のとお				毎週	周 2	Ħ	別添協定	官書記	己載の	とお	り	令和]	年
おり)	刀口的	加足官	了口口甲以	ے رہ,	り	17 2 40	り	i 以 v ノ	C 40		民の任	木日								月
																				日
1 = 2	1 1. HH 7	KL)11	. 1- > .	_1≈ n-l	- HH M W	4 FAL 77 - 11	×/- =	公田	L - A /	9/A- 1 .	2 n+1	3F ¥4.).)	1 1/2 1)1		0.0	n± 88 ±	から		間
上記で定めるほればならず、																		て酒でん	£ (7	Г
														(チ	エック	フボッ	クスト	こ要チェ	ェツ	_ ク)
協定の成立	左年	月日												年	,	月	E	l		
協定の当事 労働者の過																				
協定の当事 する者の場					数を	代表			1.	投票	£2.	選挙	3. 話し作	合い4	. 回 ⁵	覧 5 .	その	他()
上記協定の当り ある労働者のi												する者		と。				当事者で	7	
上記労働者のi	過半数	数を代表	きする	者が、	労働基	基準法4 1	条第	2項(こ規定	ごする	監督							つ、同	法	
に規定する協力										hる:	投票.							ま出され	た	
者であって使り	用者の	の意向に	基づ	き選出	された	こもので	ない	こと	0			(チ	エックボ	ックス	スに要	チェ	ック)			L
	年	月		日																

印

労働基準監督署長 殿

使用者職氏名

様式第9号(第16条第1項関係)(裏面)

(記載心得)

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たつては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数(満18歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たつては、次のとおりとすること。時間数は労働基準 法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間(以下 「法定労働時間」という。)を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、 時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月 から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反(同法第119条の規定により6箇月 以下の懲役又は30万円以下の罰金)となることに留意すること。
- (1) 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- (2) 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- (3)「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い(1箇月42時間、1年320時間)ことに留意すること。5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日(1週1休又は4週4休であることに留意すること。)に労働させることができる日数を記入すること。
- 6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。 7 チェックボックスは労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のものであり、
- 7 プラットは万間差年伝第30米第0項第2万及の第3万の安汗を遅りする趣旨のものであり、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。
- 9 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

(備考)

- 1 労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定(事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定)の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。
- 2 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たつては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たつては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること
- 3 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者である労働組合」と、「協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数の推薦者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たつては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することと、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たつては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

(別添)

時間外労働及び休日労働に関する協定書

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、

労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)及び労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第 条に規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

		業務の種類	従事す る労働 者数(満	延長					
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由				1日を超	期間			
	かの公公は 14日		18歳以 上の者)	1日	2 週	1箇月	1 年		
① 下記②に 該当しない 労働者	突発的な発生の変更に対処 ずるため	自動車運転者						令和	年
	・一時的な道路事情の変化 等によって到着時刻に遅延 が生ずるため ・当面の人員不足に対処す	荷役作業員							月日
	るため	自動車整備士						から 1年間	
	毎月の清算事務のため	事 務 員							
② 1年単位 の時間 の時間 り 労働者		自動車運転者						令和	年
	・一時的な道路事情の変化 等によって到着時刻に遅れ が生ずるため ・当面の人員不足に対処。	荷役作業員							月日
	るため	自動車整備士						から 1年間	
	毎月の清算事務のため	事務員							

2自動車の運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示。以下「改善基準」という。)に定める1箇月についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要の ある具体的事由	業務の 種 類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる休日並びに始 業及び終業の時刻	期	間
需要の季節的な増大に対 処するため	自動車運転者		・法定休日のうち、2週を通じ1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ運 行予定表で定められた始業及び終業の 時刻とする。	令和 月 から1年間	年日
	荷 役作業員		・法定休日のうち、4週を通じ2回		
	自動車 整備士		・始業時刻 午前 時・終業時刻 午後 時	令和 月	年日
毎月の清算事務のため	事務員			から1年間	

2自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者 については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第5条甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知 する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知 する。

第6条第2条の表における2週、1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週 の起算日はいずれも令和 年 月 日とする。

2 本協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの1年間と する。

令和 年 月 日

使用者職氏名

印

労働者代表職氏名

F